

食安輸発1225第9号
平成26年12月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(スペイン産食肉製品及び非加熱食肉製品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号(最終改正:平成26年12月25日付け食安輸発1225第7号)によりお知らせしたところです。

同通知別表10に掲げる製造者のうち、製造者の衛生管理について、スペイン政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、食肉製品及び一部製造者において製造された非加熱食肉製品については検査命令を解除することとし、同通知の別表10について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。